

令和7年度北区ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援事業)のご案内

令和7年7月2日改訂版

未就学児のお子さんを養育する保護者の方を対象に、ベビーシッターを利用した際の利用料の一部を補助します。

1. 制度の概要

対 象 者	北区に住所を有する、以下のいずれかの保護者 ○日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者 (保護者の仕事や自己実現、学校行事など、幅広い理由が対象) ○ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者 (ベビーシッターと家庭内で一緒に保育することで、子育ての不安の解消を図ります。)
対 象 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
対 象 児 童	満6歳に達する年度の末日までのお子さん ※障害児の場合は、 満12歳に達する年度の末日まで 保育認定の有無は問いません。保育園や幼稚園に通っていても利用できます。
助 成 上 限 時 間	お子さん一人当たり 年度144時間 まで (多胎児・障害児・ひとり親家庭の児童の場合は、お子さん一人当たり 年度288時間 まで)
助成上限金額	日中の利用 7時～22時 ：1時間あたり 2,500円 夜間の利用 22時～7時 ：1時間あたり 3,500円 ※24時間、土日祝日間問わず利用できます。 ※1か月単位で利用時間を合算し、60分未満を切り捨てて補助上限額を算出します。
対象利用料	純然たる保育サービス利用料(税込) ※入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代の実費や付随サービス等は対象外 ※クーポンや福利厚生制度等を利用した場合、減額された後の保育料(交通費やオプション料金等の補助対象外経費を先に減額)が助成対象
対象事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者 ※認定事業者は東京都のホームページからご確認ください。 ※利用時には、必ず事業者へベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したいとお伝えください。  【事業者一覧はこちら】
対象となるベビーシッター	東京都が定める要件を満たしているベビーシッター ※認定事業者であっても、要件を満たさないベビーシッターを利用した場合は助成対象外です。
保 育 基 準	原則お子さん1人に対して1人のベビーシッターで保育すること ベビーシッター1人でお子さん2人を保育した場合は助成対象外になります。 ※ただし、ベビーシッターが1人であっても、以下の場合は助成対象になります。 1.保護者がベビーシッターと共同保育を行う場合 2.未就学児と小学生以上のきょうだいを同時に保育する場合のうち、未就学児と同数のベビーシッターが配置されている場合 

利用の流れ・申請スケジュールは裏面へ

2. 利用の流れ

①事業者との契約
東京都の認定事業者一覧から事業者を選び、事業者と直接利用の契約を行います。 区への事前登録は不要です。 ※利用時は、必ず事業者へベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したいと伝えてください。 ※東京都が定める要件を満たさないベビーシッター（個人）が従事した場合は助成対象外です。
②サービスを利用し、事業者へ料金を支払います
ベビーシッターを利用し、料金を事業者に支払います。 事業者から以下の書類の交付を受けてください。 ・ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書 ・領収書等（利用料金を支払ったことを証明する書類）
③北区内に補助金の申請をします
申請に必要な書類をそろえ、申請書類提出期限までに郵送または窓口で補助金を申請します。 書類審査後、指定口座へ振り込みをいたします。

3. 申請に必要な書類

すべての方が必要な書類		
区の様式	①申請書	北区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付申請書兼交付請求書
	②利用内訳表	利用したお子さんごとに作成してください。
事業者が発行	③要件証明書	ベビーシッター要件証明書 ※ご利用のベビーシッター事業者に交付の依頼をしてください。
	④領収書等	保育料を支払ったことを証明する書類の写し（領収書等） ※領収書等で以下1～4が確認できない場合には、別途分かる書類をご提出ください。 1.利用年月日、2.利用した児童の氏名、3.利用時間 4.利用料の内訳（純然たるサービス提供対価とそれ以外の料金）
該当者のみが必要な書類		
事業者が発行	⑤クーポン等の明細	クーポンによる支払や勤務先の福利厚生等の助成を受けたことが分かるものの写し
区の様式	⑥委任状	申請者と振込口座の口座名義人が異なる場合、提出が必要です。 委任者と代理人が同一世帯でない場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）も一緒に提出してください。
⑦障害者手帳の写しまたは障害児通所受給者証の写し		対象児童が障害児で、小学生、または年度144時間を超えて補助を希望する未就学児の場合、申請毎に提出が必要です。
⑧戸籍謄本の写し（申請日と同月に発行されたもの）		ひとり親家庭で、年度144時間を超えて補助を希望する場合、申請毎に提出が必要です。 ※ひとり親家庭とは原則、配偶者のいない保護者が児童を扶養している家庭です。

4. 申請スケジュール

交付回	利用時期	申請書類提出期限	交付時期
第1回	令和7年4月～6月	令和7年7月11日必着	8月末
第2回	令和7年7月～9月	令和7年10月14日必着	11月末
第3回	令和7年10月～12月	令和8年1月14日必着	2月末
第4回	令和8年1月～3月	令和8年4月15日必着	5月末

※申請書の提出期限までに間に合わなかった場合は、次回に交付します。

ただし、前年度分の申請はできません。第4回の提出期限以降の書類受付はできませんのでご注意ください。

問い合わせ・申請書類提出先

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22
北区 子ども未来部 保育課 私立保育園係（第1庁舎2階2番）
☎ 03-3908-1333



【北区公式ホームページ】